

山陽小野田市立山口東京理科大学教育後援会会則

(名称)

第1条 この会は、山陽小野田市立山口東京理科大学教育後援会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「大学」という。）の教育事業を援助し、大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生の教育の振興に関する事業
- (2) 学生の課外活動の充実にに関する事業
- (3) 学生の福利厚生増進に関する事業
- (4) 大学の教育環境の整備・充実にに関する事業
- (5) その他、本会が前条の目的を達成するために必要と認めた事業

(会員)

第4条 本会は、次に掲げる会員で組織する。

- (1) 正会員 大学に在学する学生の保証人
- (2) 特別会員 大学に勤務する教職員
- (3) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、これに援助を与える者

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 5名以上
- (4) 監事 2名

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会務をつかさどる。会長が不在のとき又は事故があるときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代行する。
- (3) 理事は、本会の事業等重要事項を取り扱う。
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。

(役員を選出)

第7条 役員は、次の方法によって選出する。

- (1) 役員は、会員（賛助会員は除く）の中から選出し、総会の承認を得る。
- (2) 会長、副会長1人、理事3人以上、監事1人は、正会員の中から選出する。

(3) 副会長 1 人、理事 2 人、監事 1 人は、特別会員の中から選出する。

(4) 前号の副会長は大学の学生部長をもって充てる。理事及び監事は、特別会員の中から学生部長が委嘱する。

(役員の任期)

第 8 条 役員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後においても、新たな役員が選出されるまではその任務を行う。

(会費等)

第 9 条 本会は、会費、寄付金及びその他の収入（以下「会費等」という。）によって運営する。

2 会費の額は、別表第 1 に定める。

3 前項の会費等は、学生支援、福利厚生及び施設設備等の充実のために充当する。

4 会員は、理由の如何を問わず、会費等の返還を請求することができない。

(総会)

第 10 条 本会に総会を置く。総会は会長が召集し、その議長となる。

2 総会は、年 1 回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

(総会の審議事項)

第 11 条 総会は次に掲げる事項を審議し決議する。

(1) 会則の改廃に関する事項

(2) 役員の承認に関する事項

(3) 事業計画に関する事項

(4) 予算及び決算に関する事項

(5) その他重要事項

(総会の議決要件)

第 12 条 総会は正会員の出席により成立する。総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会計年度)

第 13 条 本会の会計年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。

(事務局)

第 14 条 大学内に本会の事務局を置く。

2 事務局は、会長の命を受けて事務を掌理し、本会の庶務及び会計の事務を行う。

附則

(施行期日)

1 この会則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(会費の納付に関する特例)

- 2 平成 28 年度在学生に関する会費の納付については、第 9 条の規定にかかわらず、別に定める。

別表第1(第9条関係)

区分	正会員			
	工学部	薬学部	修士	博士課程
入会金	5,000 円	5,000 円	5,000 円	5,000 円
会費	48,000 円	72,000 円	24,000 円	36,000 円

1. 修士及び博士課程のうち、本学出身者の入会金は免除する。
2. 特別会員については、会費の納入を要せず、随時、本会の事業を支援、賛助するための寄付に努めるものとする。
3. 賛助会員の会費は、年額 1 口 10,000 円以上とし、本会に納入する。